

受託人件費単価規程

平成 2 8 年 7 月 1 日 制 定

平成 3 0 年 3 月 3 0 日 改 定

令 和 4 年 4 月 1 日 改 定

令 和 6 年 4 月 1 日 改 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本革類卸売事業協同組合が国及び地方公共団体、その他公共機関から受託する、又は請け負う業務（以下、当該事業を「受託業務」という）に関する経費の精算において適用する受託単価に関する人件費単価を定める。

(受託人件費単価)

第 2 条 受託事業に係る受託人件費単価については、当該受託事業に従事する者の役職に応じて、次のとおり基準日額及び基準時間単価を定める。

2 ただし、特殊な資格等保有者の専任参加が必要な場合等においては、この限りではない。

(税抜き)

役職区分	基準日額	基準時間単価
役 員	21,000 円	2,625 円
職 員	15,000 円	1,875 円

附 則

この規程は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。